

「パートナーシップ構築宣言」に登録しませんか？

パートナーシップ構築宣言とは？

企業が「発注者」側の立場から取引方針を宣言する取組みです

以下の内容について宣言します

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ② 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行
(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守

宣言に関するQ & A

宣言によるメリットは？

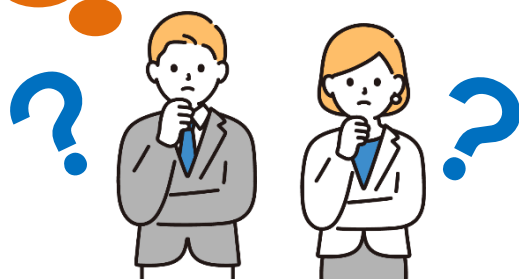
- 国や県の取組みの一部で **優遇措置** が受けられます
- 宣言内容の実践で **SDGsも達成可能**
- 企業の取組みを **広くPR** できます

大きな負担がないか不安...

- 宣言によって生じる **義務はありません**
- 宣言したことによる **強制的な調査** や違反した場合の **罰則は有りません**

発注者じゃないから関係ない？

- **業種・規模を問わず** に宣言できます
- あらゆる取引行為を行う事業者に、「発注者」側の立場として取引先と望ましい取引関係を築くことを意図しています



宣言企業のメリット

1. 国や県の **補助金で加点・優遇措置** を実施

対象の補助金は、下記リンクからチェック

ポータルサイト
情報コーナー



国のポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html>)や

県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html>)

県HP
宣言ページ



2. **賃上げ促進税制** 適用の要件

青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の法人又は個人事業主が税制適用を受ける条件の一つ

3. **SDGs** を達成 できる

宣言内容の実践は、多くの企業が取り組む SDGs の目標達成につながる

4. **企業の取組みを広く周知** できる

ポータルサイト登録企業リストに宣言内容を公表
名刺などにロゴマークを使用でき、取組みをPR可能



5. **福岡県競争入札参加資格審査で加点** される

福岡県の競争入札参加資格審査項目である「地域貢献活動評価項目」に該当するため、加点対象となります。

宣言の登録方法

パートナーシップ構築宣言の登録は、ポータルサイトから行えます

登録までの3ステップ

STEP1 ひな形をポータルサイトからダウンロードして **宣言文** を作成

STEP2 企業名や業種等 **必須項目を入力**

STEP3 PDF形式で **宣言文をポータルサイトにアップロード**

→登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言の登録はポータルサイトから行えます
本取組みの詳しい内容やその他の優遇措置も確認できます

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

スマートフォンからのアクセスはこちら

